平成３０年（フ）第３５５号
愛知県半田市花園町１丁目10番地の１　清風苑203号、従前の住所愛知県半田市宮本町６丁目205番地の６　パークメゾン半田１－Ｃ号
債務者　安田　幸雄
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９０８号
大阪市北区長柄西１丁目１番２号　ハイツ長柄　102号室、前住所大阪市北区天神橋１丁目12―22　307
債務者　山中　隆夫
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０１０号
大阪府寝屋川市音羽町17番６号
債務者　古川　英治
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０５０号
大阪府八尾市跡部南の町１丁目２番10号
債務者　朝倉　悦子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２０号
香川県丸亀市綾歌町岡田下507番地２
債務者　加納　隆志
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１７号
福岡県大牟田市下白川町２丁目533番地
債務者　北川　春栄
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第６３号
長崎県長崎市八つ尾町６番４―201号
債務者　田中　良子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８８号
静岡市葵区安東３丁目20番16号　クラール安東Ａ棟202号
債務者　牧ヶ谷誠吾
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０９号
静岡市葵区昭府２丁目21番７号　サンシャイン片井103号
債務者　小林　剛久
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１０号
静岡市駿河区広野４丁目３番51―16号　コーポ広野102号
債務者　下山　秋夫
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８６号
栃木県宇都宮市野沢町310番地１　まつやアパート１―103号室、申立時の住所栃木県宇都宮市上横田町796番地　野沢マンション203号
債務者　我妻　幸代
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０３号
栃木県日光市森友1127番地133
債務者　野澤　真弓
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第９７号
岡山市南区新福１丁目14番13号107、旧住所岡山市東区松新町202番地23
債務者　髙平幹二郎
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５号
長崎県松浦市御厨町高野免70番地、従前の住所愛知県小牧市大字南外山21番地　グリーンハイツヒダ103号
債務者　柴山　雅視
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午後２時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
沖縄県うるま市勝連平敷屋3874番地
債務者　宇根　智子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部